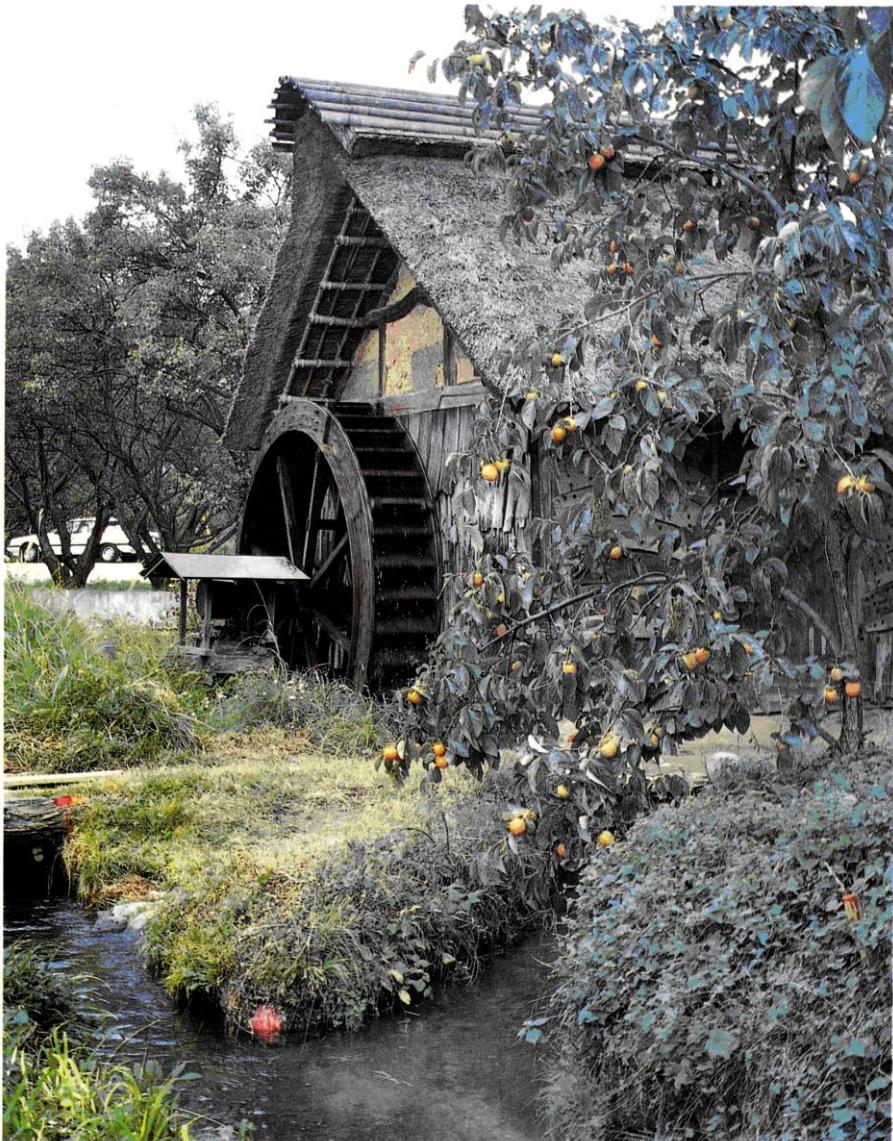


下水道事業受益者負担金制度



甲州市 塩山地区

目 次

■ 下水道のしくみ	1
■ 受益者負担金制度とは	3
■ 負担金を納めていただく方は	3
■ 負担金額は？	3
■ 負担金の納付は？	4
■ 負担金の徴収猶予	5
■ 負担金の減免	6
■ 負担金は申告書に基づいて	7
■ 受益者の変更について	7
■ 公共下水道への接続について	8
■ 排水設備工事等資金融資あっせん制度	8
■ 下水道使用料金	9
■ 公共汚水マス設置費負担基準	10

下水道のしくみ

私たちは、日常の生活や社会の活動の中で、たくさんの水を使います。

ここで使われた水をそのまま自然に流し続けると、川や海は汚れを増していくだけでなく、やがては生活に必要なきれいな水が欲しいときに、手に入れることができなくなってしまうようになります。必要な水を、いつまでもきれいなままで使うことができるよう、汚れた水をきれいにしていくために生まれた施設が「下水道」なのです。

下水道施設は、汚れた水を下水道管を通して週末処理場に集め、科学的・衛生的に処理して、きれいな水によみがえらせる重要な働きをしています。

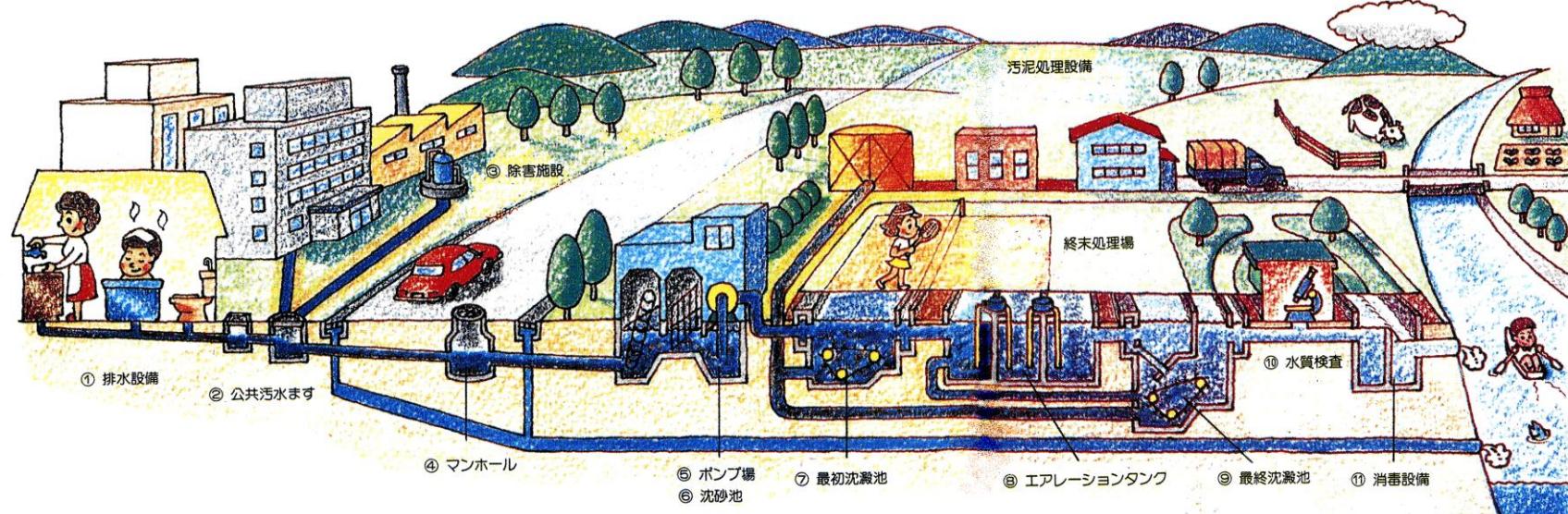
【公共下水道】

主として市街地の生活汚水や工場排水を集めて、終末処理場できれいに処理して河川や海域に放流するか、流域下水道に排除するもので、市町村が設置し、管理するものです。この施設ができると、水洗トイレの使用が可能になります。

また汚水を流域下水道に排除する公共下水道を「流域関連公共下水道」と呼びます。

【流域下水道】

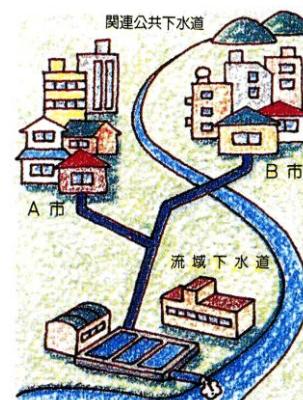
河川や海域、湖沼を1つの単位として、2つ以上の市町村にまたがる地域からの汚水、雨水などを広域的に処理するものです。



《分流式（公共下水道）の場合》

- ①排水設備…家庭から出る汚水を速やかに下水道管に流すための施設で、個人が設置する。
- ②公共污水ます…宅地内等からの汚水を公共下水道に取り入れるもので、公道と民有地との境界付近に市が設置する。
- ③除害施設…工場などから出る汚水中の有害なものを取り除く施設
- ④マンホール…管きよの掃除や維持・管理のため、道路上から人の出入りができる施設
- ⑤ポンプ場…流れてきた汚水をくみ上げて、勾配をつけて流す施設
- ⑥沈砂池…汚泥中の大きなゴミや土砂をとりのぞく池
- ⑦最初沈澱池…汚泥中の比較的沈みやすいものを沈める池
- ⑧エアレーションタンク…活性汚泥とよばれる泥を混ぜて、空気を吹き込んでよくかき混ぜて、汚水中の有機物を分解するタンク
- ⑨最終沈澱池…分解した有機物をしづめて、処理水と汚泥に分ける池
- ⑩水質検査…処理水を川や海に流してもよい水質になっているか検査する。
- ⑪消毒施設…処理水を消毒してきれいにする。

流水下水道のしくみ



受益者負担金制度とは…

下水道が完備すると浄化槽なしで水洗トイレの使用が可能となり、台所、風呂、便所などの排水は衛生的に排除できて、家の中はいつも快適になります。

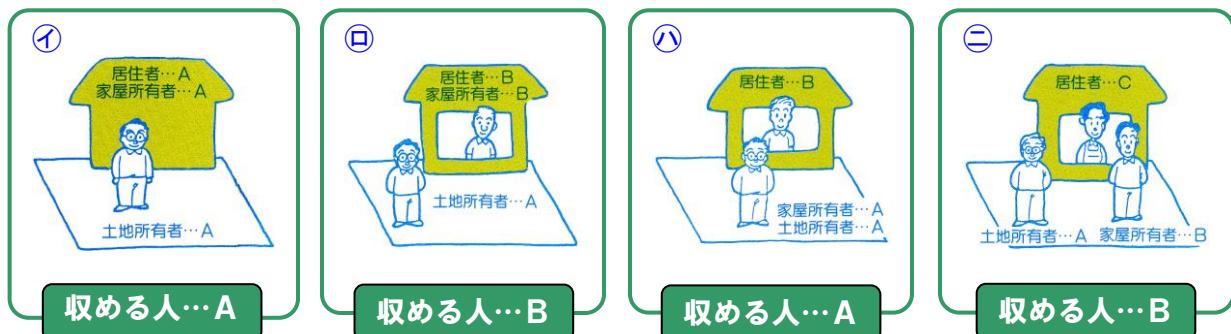
しかし、下水道事業は下水管の布設や峠東流域浄化センターの建設に巨額な費用と長い工事期間を必要とするうえ、下水道は道路や公園などと異なり、その利益を受ける人達は、下水道のできた地区の人達だけに限られる施設です。こうした施設の建設に市の税金を充てるとすると、下水道のない地区の人達には不公平が生じることになります。

そこで、下水道の完備によって利益を受ける人達に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、下水道の建設を促進していくこうというのが受益者負担金制度です。

負担金を納めていただく方は…

下水道が整備される区域内に土地を持っている方が負担金の対象者（受益者）となります。

ただし、区域内の土地を借りている地上権者、借地権者、質権者は、その権利者が受益者となります。ただし、①②③については受益者負担金申告までに話し合いをして、受益者の確定をしておいてください。なお、一時使用の場合は該当しません。



負担金額は？

負担金の総額は国などの指導で負担金対象事業費の1／3から1／5とされていますが、塩山地区では同時供用開始予定の市町との均衡も考えて1／5としています。

単独事業費108億8,000万円×1/5=21億7,600万円が負担総額となり、これを事業計画面積で除すと、21億7,600万円÷652.4haで1m²あたりの負担金額は334円となります。調整して1m²当たり330円と決められました。

この1m²あたり負担金額330円に、あなたの所有する土地の面積を乗じて得た金額があなたの負担金額です。

なお、負担金は、その土地に対して一度だけのものです。

250m²（約75坪）の
土地所有者の場合

$$330\text{円} \times 250\text{m}^2 = 82,500\text{円}$$

負 担 金 の 納 付 は ？

負担金の納付方法には、分割納付と一括納付があります。

【 分 割 納 付 】

5年に分け、さらに1年を4期に分けて、計20回の分割で納めていただきます。

第1期 6月1日～6月30日まで
第2期 8月1日～8月31日まで
第3期 10月1日～10月31日まで
第4期 1月4日～1月31日まで

【納付場所】

甲州市指定金融機関
甲州市収納代理金融機関

《82,500円(250m²×330円)の納付例》

(単位:円)

年 度	負担金(円)	第1期	第2期	第3期	第4期
1年目	16,900	4,600	4,100	4,100	4,100
2年目	16,400	4,100	4,100	4,100	4,100
3年目	16,400	4,100	4,100	4,100	4,100
4年目	16,400	4,100	4,100	4,100	4,100
5年目	16,400	4,100	4,100	4,100	4,100

【一括納付と報奨金】

5年分一括あるいは2年分、3年分など一括して収めていただく方法で、第1期の納期内に一括納付した年数により、下の表の報奨率により報奨金が交付されます。

《一括納付報奨率》

(単位: %)

一括納付年数	1年分	2年分	3年分	4年分	5年分
報 奨 率	2.9	7.0	11.1	15.1	19.1

報奨金計算式：(一括納入額 - 第1期納入金額) × 報奨率

82,500円 5年分一括納付の奨励金計算例

$(82,500\text{円} - 4,600\text{円}) \times 19.1\% = 14,870\text{円}$ (10円未満切捨て)

1年度分は分割納付し、2年度分から5年度分まで4年一括納付する場合の奨励金計算例

$(16,400\text{円} \times 4\text{年分} - 4,100\text{円}) \times 15.1\% = 9,280\text{円}$ (10円未満切捨て)

負担金の徴収猶予

その土地の状況や受益者の事情により、下の表の基準で徴収を猶予する制度があります。徴収猶予に該当するときは、申請をしてください。

《受益者負担金徴収猶予基準表》

徴収猶予対象項目	猶予期間	猶予額	摘要
1 係争地（受益者が土地の所有者と公判中のとき）	係争が解決するまで	全額猶予	その理由を証する書類添付
2 田、畠その他これらに準ずる土地（土地の状況により宅地と認められるものを除く）	宅地に変更されるまで	全額猶予	受益者から申請のあったもので調査の結果妥当と認めるもの
3 受益者がその財産につき、震災、風水害その他の災害を受けたとき、又は盜難にあったとき	1年以内	全額猶予	公の機関が発行するり災（盜難）証明を添付
4 市が公共用又はこれに準ずる土地として賃借契約をしている土地	契約解除の日まで	全額猶予	
5 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とする者	1年以内	市長認定	医師の診断書を添付
6 市民税又は固定資産税の減免を受けている者	減免理由の存続期間	市長認定	
7 その他市長が特に必要と認めるとき	市長認定	市長認定	

負担金の減免

負担金は一律に賦課されますが、受益地の用途によって、下の表の基準で減免の対照となります。

減免の対象になる時は、申請をしてください。

《受益者負担金減免基準表》

減免の対象となる土地	主な施設	減免率
【国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地】		
文化財保護法、山梨県文化財保護条例、甲州市文化財保護条例等の規定に基づき指定された文化財及び文化財保存のための施設	文化財である土地又は建物その他の工作物（収蔵庫）の用地	100%
学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校及び第83条に規定する各種学校の用地	幼稚園、各種学校等	75%
社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業施設用地	保育所、老人福祉センター、救護施設 鈴宮寮及び授産所	75%
社会教育法及びその他の法律に定める社会教育施設の用地	中央公民館、図書館、市民体育館及び 勤労青少年ホーム	75%
一般庁舎用地	市役所、警察署、消防署、行政機関庁舎等	50%
病院用地	市立病院	25%
有料の公務員宿舎用地		25%
公営住宅用地	県営住宅及び市営住宅	25%
【国又は地方公共団体がその企業の用に供し、又は供することを予定している土地】		
地方公営企業法の規定に基づく企業に属する財産用地	水道事業	25%
【公の生活扶助を受けている受益者その他これに準する特別の理由があると認められる受益者】		
生活保護法による生活扶助を受けている受益者		100%
【事業のための土地、物件、労力又は費用の一部を提供した受益者】		
事業のための土地、物件、労力又は費用の一部を提供した受益者		市長が認める率
【状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地】		
墓地、埋葬等に関する法律第2条に規定する土地	墓地	100%
宗教法人法第2条に規定する団体が同条本文に掲げる目的のために使用する土地で同法第3条に規定する境内地	神社、寺院及び教会（営業用に使用している土地、庫裏その他管理人等の住居に使用する土地を除く）	50%
区が所有する施設用地	公民館、集会所、児童遊園地及び消防施設	100%
JRが所有又は使用する用地	路線敷地及び踏切	100%
	駅舎、プラットホーム及び駅前広場	25%
公道に準ずる私道	一般の交通の用に供し、その権利者がその土地に私権を行使しない私道	100%
学校教育法第1条に規定する学校で私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するものに係る用地	幼稚園、各種学校等（管理人又は職員等の住居に使用する土地を除く）	75%
社会福祉法第2条に規定する事業で、同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設用地	1の（3）に準ずるもの（管理人又は職員等の住居に使用する土地を除く）	75%
消防団が所有、使用する器具等の格納に係る土地	消防団詰所、防火施設用地	100%
その他市長が特に必要と認めるもの		市長が認める率

負担金は申告書に基づいて

受益者と受益地の正確を期するため、受益者は申告制度によることになっています。

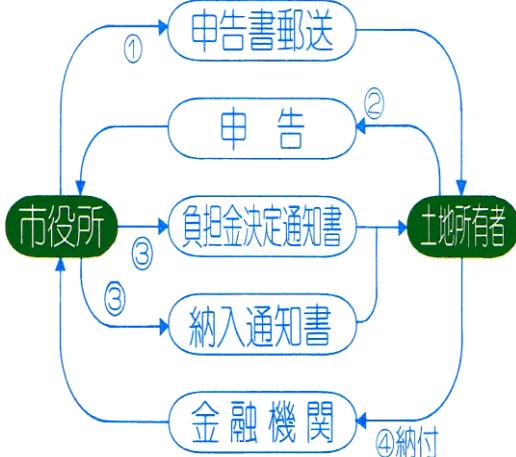
受益者負担金の申告用紙を土地の所有者に郵送しますので、署名、押印のうえ申告してください。

ただし、地上権等権利者のいる場合は、権利者が受益者になりますので、土地所有者は受益者と連署して申告してください。

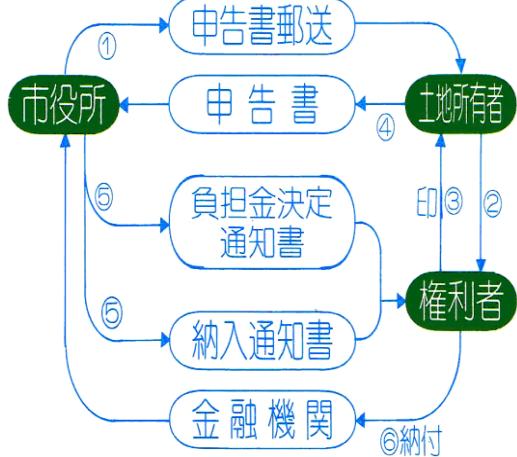


《申告書の発送から納付まで》

権利者がない場合



他に権利者がある場合



受益者の変更について

負担金の賦課決定後に受益者が住所変更をした場合や、土地を売ったり、土地を貸した場合は、必ず変更届を提出してください。

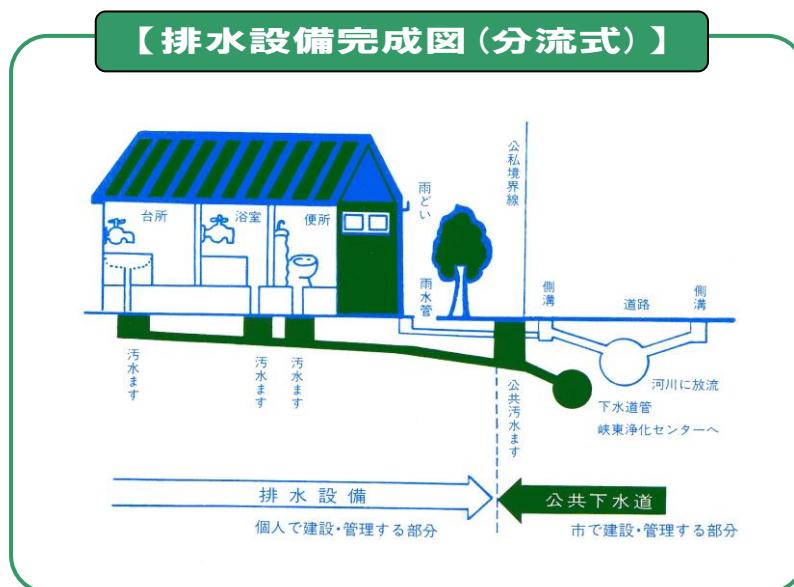
受益者の変更届を受けた日以後の納期にかかる負担金は、新しい受益者が負担することになります。

公共下水道への接続について

公共下水道を使用できる処理区域内の土地の所有者は、汚水を公共下水道に流し込むための排水設備を速やかに設置していかなければなりません。くみ取り便所の方は、処理開始の日から3年以内に水洗便所に改造、また、し尿浄化槽を設置されている方は供用開始の日から遅滞なく（おおむね1年以内に）排水設備を設置していただくよう義務づけられています。

« 下 水 道 法 »

- 第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならない。
- 第11条の3 処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水の処理を開始した日から3年以内に水洗便所に改造しなければならない。



排水設備工事等資金融資あっせん制度

下水道の処理区域内において、排水設備工事等に必要な資金の融資をあっせんします。

- 融資あっせん 一世帯につき1万円単位で100万円以内。ただし、改造工事が2箇所以上に渡る場合はこの限りではない。
- 返済方法 5年内の毎月元金均等償還（融資を受けた翌月から返済）
- 利子 (借受日の長期プライムレートから0.4%差し引いた利率)
(償還終了後、借受利率を市が負担)
- 融資金融機関 甲州市指定金融機関、甲州市収納代理金融機関

下水道使用料金

下水道使用料金は、下水管の清掃費、修理費をはじめ峡東流域浄化センターで汚水を処理する費用や維持管理費などの費用として使用者にその一部を負担していただくものです。料金徴収は、水道料金と一緒に行われますので2箇月に1回となります。

«汚水量の計算»

下水道使用料金は、流した汚水の量によって計算します。

(1) 水道水使用による汚水—水道水の使用水量(メーター指針)

(2) 地下水使用による汚水

イ. 量水器を設置した場合は、計測水量

ロ. 量水器を設置しない場合は、世帯構成人員1人1箇月8m³と認定

(3) 水道水と地下水併用による汚水

水道水の使用水量に認定使用量の2分の1を加算した合計水量

ただし、合計水量が(2)ロの認定水量以下のときは、(2)ロの認定水量とする。

«下水道使用料金表(2箇月)»

汚水の種類	基本料金	従量使用料(1m ³ ごとに)	
一般用	20m ³ まで 2,324円	21m ³ から50m ³ まで 155円	51m ³ 以上 192円
公衆浴場用	200m ³ まで 7,732円	201m ³ 以上 99円	
臨時用	1m ³ ごとに 213円		

【一般家庭で2箇月に60m³使用の場合の計算例】

20m³ 21m³~50m³ 51m³~60m³

2,324円 + (30m³ × 155円) + (10m³ × 192円) = 8,894円

公共汚水マス設置費負担基準

下水道受益者の所有地内に、公共汚水マスを設置する基準は次によるものとする。

1. 下水道本管布設工事と同時に、一世帯一マスを原則として市（公費）で設置し、維持管理は市が行うものとする。

ただし、受益者の状況により、一世帯毎にマスが設置できないときは、1つのマスを共同で使用していただく事になります。

2. 公道に接する私道の境界付近に市（公費）で設置した公共汚水マスの維持管理は、市が行うものとする。

3. 本管布設と同時に公共汚水マスを設置したが、その後分筆して他に譲渡し、新たに公共汚水マスが必要となった。

この場合の設置費は、受益者負担とし、維持管理は市が行うものとする。

4. 農地について、宅地化された場合の公共汚水マス設置費は、公費負担とし、維持管理は市が行うものとする。

5. 台帳地目が宅地で、本管布設の時点で土地所有者の都合により、公共汚水マスは設置しなかった。その後、建物を建設必要から公共汚水マスの設置について申し出があった。この場合の設置費は受益者負担とし、維持管理は市が行うものとする。

6. 本管布設の時点で筆界未定地（係争地）のため公共汚水マスが設置できなかった場合は、その理由を証する書類（裁判所の証明）を提出した場合に限り、係争が解決したとき、申請により公費で公共汚水マスを設置し、維持管理も市が行う。

甲州市役所 上下水道課 下水道担当 (電)0553-32-5078 [直通]